

教育委員会告示第 号

南砺市立図書館郵送貸出し実施要綱の一部改正について

南砺市立図書館郵送貸出し実施要綱（平成 29 年教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 10 月 1 日

南砺市教育委員会

教育長 松 本 謙 一

第 3 条各号列記以外の部分中「利用対象者は」の次に「、市内に在住し、規則第 14 条に規定する利用カードの交付を受けている者であって」を加え、「身体障害者」を「もの」に改め、同条各号を次のように改める。

- （1）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者
- （2）富山県療育手帳交付要綱（昭和 49 年富山県告示第 165 号）に規定する療育手帳 A の交付を受けている者
- （3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者
- （4）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する要介護状態区分が 3 以上である者

様式第 1 号を次のように改める。

南砺市立図書館郵送貸出し実施要綱新旧対照表

現行	改正案	備考
(利用対象者) 第3条 郵送貸出しの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する<u>身体障害者</u>とする。 (1) <u>身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表(以下「等級表」という。)</u>に定める<u>肢体不自由1級又は2級の者</u> (2) <u>等級表に定める心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害1級から3級までの者</u> (3) <u>等級表に定める視覚障害1級又は2級の者</u> 様式第1号 【別紙参照】	(利用対象者) 第3条 郵送貸出しの利用対象者は、<u>市内に在住し、規則第14条に規定する利用カードの交付を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> (1) <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者</u> (2) <u>富山県療育手帳交付要綱(昭和49年富山県告示第165号)に規定する療育手帳Aの交付を受けている者</u> (3) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者</u> (4) <u>介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護状態区分が3以上である者</u> 様式第1号 【別紙参照】	利用対象者に係る規定の改正 様式の改正

市立図書館郵送貸出し利用申請書

年 月 日

太字枠内の必要事項を記入してください。※の項目は必ず記入してください。

利用者番号	N								パスワード							
利用者番号は、図書館で記入します。									パスワードは、インターネットで貸出しの申込みをするときに必要です。 英数字半角で、4～8文字で設定してください。							

フリガナ																
氏 名※																
生年月日※	1 大正 2 昭和 3 平成 4 令和 年 月 日															
住 所※	〒															
電話番号※	自宅								携 帯							
FAX番号 あれば※																
E-mail あれば※																
障害区分※ (該当する障害 に○を付けて ください。)	視覚障害		1級・2級				身体障害者手帳を提示又は写しを添付してください。									
	外部障害		1級・2級													
	内部障害		1級・2級・3級													
フリガナ																
代理人 氏 名※																
代理人 住 所※	〒															
代理人 電話番号※	自宅								携 帯							
代理人 FAX番号	あれば※															
代理人 E-mail	あれば※															

図書館職員記入欄

登録区分	1 新規 2 更新 3 再発行 4 変更
再発行理由	
身障者手帳確認	1 済 2 未
備 考	

市立図書館郵送貸出し利用申請書

年 月 日

太字枠内の必要事項を記入してください。※の項目は必ず記入してください。

利用者番号	N								パスワード							
利用者番号は、図書館で記入します。									パスワードは、インターネットで貸出しの申込みをするときに必要です。 英数字半角で、4～8文字で設定してください。							

フリガナ															
氏 名※															
生年月日※	1 大正	2 昭和	3 平成	4 令和	年	月	日								
住 所※	〒														
電話番号※	自宅									携帯					
FAX番号 あれば※															
E-mail あれば※															
手帳等の区分 ※ (該当する障害 に○を付けて ください。)	身体障害者 手帳		1級・2級 (視覚障害・その他の障害)				身体障害者手帳等を提示又は 写しを添付してください。								
	療育手帳		A												
	精神障害者 保健福祉手帳		1級												
	介護保険 被保険証		要介護 3・要介護 4・要介護 5												
フリガナ															
代理人 氏 名※															
代理人 住 所※	〒														
代理人 電話番号※	自宅									携帯					
代理人 FAX番号	あれば※														
代理人 E-mail	あれば※														

図書館職員記入欄

登録区分	1 新規 2 更新 3 再発行 4 変更
再発行理由	
手帳等確認	1 済 2 未
備 考	

南砺市教育委員会告示第 号

南砺市立図書館の資料の弁償に関する取扱要綱を次のように定める。

令和7年 月 日

南砺市教育委員会
教育長 松 本 謙 一

南砺市立図書館の資料の弁償に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市立図書館条例施行規則（平成16年南砺市教育委員会規則第25号）第11条に規定に基づき、利用者による南砺市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料、ボードゲームその他の資料（以下「資料」という。）の損傷又は紛失（以下「損傷等」という。）に対する弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の方法等)

第2条 利用者は、故意又は過失により図書館の資料の損傷等をしたときは、図書館資料損傷等届出書（様式第1号）により、館長に速やかに届け出るものとする。

2 館長は、前項の届出があったときは、図書館資料損傷等弁償通知（様式第2号）により当該利用者に対して弁償を求めるものとし、当該利用者は、当該通知のあった日から1月以内にこれを弁償するものとする。

3 館長は、前項の規定により利用者に対し弁償を求めたにもかかわらず、正当な理由なく長期にわたり弁償されないときは、規則第10条の規定により当該利用者に対する図書館の資料の貸出しを制限するものとする。

4 弁償を求める基準は、別表のとおりとする。

5 第2項の規定による弁償は、当該損傷等をした図書館の資料と同一の資料をもって行うものとする。ただし、絶版等の理由により同一の資料が入手不可能又は入手困難なときは、現金又は館長が指定する代替資料をもって行うことができるものとする。

6 損傷等をした利用者が未成年者である場合は、当該利用者の保護者が、弁償の責

任を負うものとする。

7 損傷等をした利用者は、弁償に係る同一の資料又は代替資料を自ら入手するものとする。

8 資料の弁償金額は、図書館システムに登録されている本体価格に弁償を行う際に適用されている税率を含めたものとする。ただし、映像資料（DVD等）については、著作権承認済資料により弁償するものとする。

9 相互貸借により借受けした資料は、提供館の指示に従うものとする。

（弁償の免除）

第3条 前条の規定にかかわらず、館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。

（1）火災により図書館の資料の損傷等をした場合

（2）交通事故又は自然災害により図書館の資料の損傷等をした場合

（3）盗難等の被害により図書館の資料の損傷等をした場合

（4）その他館長が必要と認める場合

（返還等の請求）

第4条 利用者が紛失により弁償した資料又は納付された現金は、その後弁償すべき資料が発見された場合であっても返還しないものとする。

2 利用者が破損等した資料は、弁償完了後に当該利用者から申出があるときは、無償で譲渡することができるものとする。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、図書館の資料の弁償に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

損傷等の区分	状態
水濡れ	1 返却時に、全体的に濡れている場合 2 波うち、ページに歪み等、形状が変わった場合 3 色がついたもの、変色した場合 4 カビが発生した場合 5 濡れて乾いた後、ページが接着した場合
汚れ、しみ、焦げ跡、におい等	1 コーヒー等の飲食物により、しみ等の汚れが生じた場合 2 血液や食べこぼし等、衛生上問題がある汚れが生じた場合 3 毛髪等、衛生上問題のあるものが挟み込まれたため汚れが生じた場合 4 汚れ等の付着により、ページが接着した場合 5 汚れが本文や絵にかかっている場合 6 汚れが複数ページや数箇所に及んでいる場合 7 たばこやアイロン等の焦げ跡がついた場合 8 悪臭、香水、たばこ等の臭いが取れない場合
書き込み	1 マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合 2 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、消去後も書き込み跡が残る場合
破損、ページの一部、全体の欠落	1 破損等により、破れたり、割れたり、形状が元の状態でない場合 2 修理しても、読むのに支障が出る場合 3 破れが複数ページ、数箇所に及ぶ場合 4 部分的な破れであっても、本文、挿絵、図等が欠落している場合 5 1ページ丸ごと切り取り、破れてページがない場合（目次・奥付けページ欠落の場合を含む）
折り癖	直しても膨らんでしまうほど、複数ページにわたり資料の形状が変わる場合
噛み跡	ペットや人が噛んだため、噛み跡が生じた場合

視聴覚資料の異常	1 再生機器で再生できない状態になった場合 2 再生の際に機器が故障するおそれがある場合
----------	---

備考

1 上記の基準のうちいずれかに該当する場合は、弁償の対象とする。ただし、次の場合は弁償の対象としないことができる。

- (1) 経年劣化が原因と認める場合
- (2) 修復可能な場合
- (3) 弁償にあたらないと館長が認める場合

2 弁償の対象とするか否かの判断は、複数の職員の確認によるものとする。

令和7年度 南砺市教育センター主催・協業等「夏季研修会」の実績報告

令和7年9月

南砺市教育センター

資料4

◎学習指導・専門領域

参加人数:本市

研修名	対象	実施日時・人数	内容・講師等
理科教育講座入門コース【連携研修事業】	地区小・中・義務教育学校教職員希望者	7月30日(水) 1日 0人	理科教育講座(自然観察)入門コース 講師:県総合教育センター科学情報部 会場:小矢部市内
ふるさと学習研修会	市内小・中・義務教育学校教職員各学校1名以上	8月1日(金) 13:30~16:30 26人	南砺市のよさを発見 ※NYTと連携 会場:井波地域
若手教員研修会 担当:小矢部市	地区小・中・義務教育学校30歳以下の教職員及び希望者	8月4日(月) 14:30~16:30 5人	若手教員の資質向上に資する研修会 講師:県総教セ科学情報部 学力向上アドバイザー 中川 邦章先生 会場:小矢部市民交流プラザ
プログラミング学習研修会A	市内小・義務教育学校5年算数科担当教職員【悉皆】及び希望者	8月5日(火) 14:00~16:30 11人	5年算数科でのスクラッチ教材指導法 講師:南砺市教育センター ITCE 林 秀次 先生 会場:福光東部小学校
プログラミング学習研修会B	市内小・義務教育学校6年理科担当教職員【悉皆】及び希望者	8月6日(水) 14:00~16:30 11人	6年理科でのマイクロビット教材指導法 講師:南砺市教育センター ITCE 林 秀次 先生 会場:福野小学校
実技指導法研修会 担当:砺波市	地区保・認・小・中・義務教育学校教職員希望者	8月18日(月) 14:15~16:30 5人・園3人	体力向上に関する研修会【表現運動】 講師:千葉大学教育学部 准教授 七澤 朱音 先生 会場:砺波体育センター
授業力向上研修会 担当:小矢部市	地区小・中・義務教育学校教職員希望者	8月19日(火) 8:40~12:10 2人	知らない小矢部を発見しよう 講師:県文化財保護指導委員 山本 善継 先生 会場:小矢部市内

◎ICTや情報の利活用

研修名	対象	実施日時	内容・講師等
授業力向上研修会 担当:小矢部市	地区小・中・義務教育学校教職員希望者	7月25日(金) 14:00~16:30 6人	子供が主体的に学びに向かう授業づくり 講師:文部科学省学校DX戦略アドバイザー 國香 真紀子 先生 会場:小矢部市民交流プラザ
ICT活用研修会 (クラウド活用研)	市内小・中・義務教育学校教職員希望者	7月31日(木) ①9:00~11:00 スタートアップ研 ②13:00~16:00 コア研修(前半)	Google kickstart program 講師:Googleの方 会場:南砺市役所 ①午前:21人 ②午後:22人

◎特別な配慮や支援への対応

研修名	対象	実施日時	内容・講師等
特別支援教育研修会 (兼)特別支援教育コーディネーター研修会 担当：南砺市 【305】	地区小・中・義務 教育学校特支コ 【悉皆】、地区 小・中・義務教育 学校教職員希望者	7月29日(火) 14:00～16:30 30人	通常学級にいる個別の支援を必要とする児童 生徒への対応 講師：東京農工大客員教授 河野 俊寛先生 会場：南砺市地域包括ケアセンター
子どものための心理 的応急処置	市内小・中・義務 教育学校教職員希 望者 養護（助）教諭・ 保健主事【悉皆】 (市学校保健会 合同研修会と 兼ねるため)	8月8日(金) 9:30～16:45 24人	子どものための心理的応急処置 講師：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン等 会場：南砺市地域包括ケアセンター
資質能力向上研修会 担当：砺波市	地区小・中・義務 教育学校教職員希 望者	8月8日(金) 14:00～16:00 9人	不登校の子供、保護者への対応について 講師：富山大学 教授 喜田 裕子 先生 会場：砺波まなび交流館

なんと 図書だより 9月

おはなし・ イベント情報

楽しいおはなし会や展示をします！
ぜひご来館ください

全 館

★イベント

・「なんと！勝手に芥川賞・直木賞」
各図書館と協賛書店で投票ポス
ターにシールを貼って投票できま
す！（投票期間は 11/15 まで）

★展示

・「敬老の日」読書のすすめ
・こころの健康
・認知症関連図書コーナー

城 端

★おはなし会

20 日 10 時～

★展示

一般：戦国時代を駆ける
児童：みてみて おつきさま

中 央

★おはなし会

6 日 11 時～、13 日 10 時 30 分～

★大人のおはなし会

4、18 日 10 時 30 分～

★展示

一般：本で味わう「食」の世界
児童：ダンス ダンス！ダンス！！

井 波

★おはなし会

20、27 日 10 時 30 分～

★展示

一般：東野圭吾
作家生活 40 周年
児童：きょうりゅうのせかい

福 野

★おはなし会

13、20、27 日 10 時～

★展示

一般：かわいい動物たちに
いやされたい♡
児童：1、2、3、ハイ！
かぞえましょう！

平

★おはなし会

4 日 16 時～

★展示

一般：アンチエイジング
児童：ふわふわパンケーキ食べ
たいな

読み聞かせ協力ボランティアグループ おはなしまんまる(中央)、本でこんにちは(福野)、
ピッコログループ(井波)、読み聞かせつばきの会(井波)、虹の会(城端)

休館情報

福野図書館
9月4日～11日
蔵書点検

新着おすすめ

●7月の新着本は全部で
926冊

10月1日から中央図書館で様々なボード
ゲームが楽しめます。団体の方は貸出もでき
ます。ご来館をお待ちしています！

発見！人気本

『和田式 老けないテレビの見方、ボケない新聞
の読み方』和田 秀樹 // 著、白秋社 2024.7

おすすめ！オーディオブック

『カメカメレオンー耳で見る絵本シリーズよ
り』(幼児期～) 佐藤 洋平 // 著 2017.8

大活字本を ご存じですか？

文字が読みづらい方も
読書を楽しめるよう、文
字の大きさや行間、フォ
ントを工夫して作り直し
た本です。各館の大活
字本コーナー、または南
砺市立図書館ホームペー
ジ内の蔵書検索や「おす
すすめリスト」から確認し
てみてください！



大人向け

トットあした

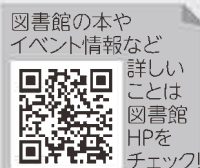
黒柳 徹子 // 著
新潮社



子ども向け

きいろいバス

ローレン・ロング // 作
あすなろ書房



図書館の本や
イベント情報など
詳しい
ことは
図書館
HPを
チェック！